

飯田市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の方向性について

健康福祉部長寿支援課

1 計画の概要

介護保険制度は平成12年（2000年）に設立され、市町村が保険者となり、事業運営を行っている。

介護保険法では、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を策定することが定められており、また、老人福祉法では、市町村老人福祉計画を介護保険事業計画と一体のものとして策定することが定められている。また同時に、都道府県は介護保険事業支援計画を策定することとされている。

本年度は第8期計画期間（令和3年度から令和5年度まで）の最終年度であるとともに、第9期計画の策定年度であり、以下のとおり策定を行う。

2 国の基本指針のポイント（資料No.4－2）

国が示す基本指針（案）に基づき、策定する。現時点では案であるが、案どおり確定される見込み。基本指針のポイントは資料No.4－2のとおり。

3 第7期、第8期における課題振返り

（1）第7期（第8期策定時 ※令和2年度）の課題及び対応の方向性
（課題）

- ・要支援・要介護認定者の出現率は、平成30年から緩やかな減少傾向となったが、県内19市中の上位に位置している。
- ・第1号被保険者の保険料基準額は県内19市中で最も高い月額6,088円であり、保険料額抑制のための取組が必要である。
- ・サービス提供に必要な介護人材が不足する状況が発生している。
- ・特別養護老人ホームの待機者が徐々に増加している状況がある。

（方向性）

- ・出現率の低下、保険料額の抑制を目指し、介護予防の意識醸成、地域や実情に合わせた介護予防事業の展開に重点的に取り組む。
- ・介護保険料の適正化を目指し、適切なサービス利用へ繋げるための相談体制を充実させる。
- ・サービス提供に必要な介護人材の確保に向けた研究等を行う。
- ・特別養護老人ホームなどの入所施設整備について、事業所等への意向調査も踏まえ、地域密着型特養1施設及び大規模特養の一部増床を計画する。

（2）第8期（第9期策定時 ※令和5年度当初時点）の課題

- ・要支援・要介護認定者の出現率は、第8期中も若干の減少傾向を示しているが、県内19市中では引き続き高い水準にある。

- ・介護保険料について、基準額は第7期から若干減額して月額5,980円となったが、県内19市中2位であり、引き続き高い水準にある。
- ・第9期計画期間は団塊の世代が75歳を迎える2025年を含むため、第8期計画期間より後期高齢者数が増加する見込みであり、介護人材が更に不足することが想定される。
- ・通所系サービスについて、供給が需要を上回っている圏域があるため、各圏域の需給バランスを研究する時期を迎えている。
- ・入所系サービスについて、第8期中も特養の待機者が徐々に増加しており、施設整備方針の検討が必要である。

4 計画の記載事項（国の指針構成案による）

(1) 基本的記載事項

- ・日常生活圏域
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・被保険者の自立支援、介護予防又は重度化防止及び介護給付適正化の取組及び目標設定

(2) 任意記載事項

- ・地域包括ケアシステム構築のための重点的に取り組むことが必要な事項
- ・各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- ・各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策
- ・地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- ・介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項
- ・認知症施策の推進
- ・地域包括支援センターの情報公表に関する事項
- ・災害、感染症に対する備えの検討

5 計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで ＜3年間＞

6 第8期計画の振返り等について（資料No.4－3）

別紙「第8期介護保険事業計画振返り（主な内容）」

7 第9期計画策定の方針について（資料No.4－4）

別紙「高齢者福祉計画・（第9期）介護保険事業計画策定の方針について」